

東京成徳短期大学における研究活動上の不正行為防止規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)に基づき、東京成徳短期大学(以下「本学」という。)における研究活動上の不正行為の防止について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為。

イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ハ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしい二重投稿、不適切なオーサーシップ、利益相反に関わる諸問題。

(2) 研究者等(学生を含む)

本学に雇用されて研究活動に従事している者、及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者。

(3) 部局

本学の科及び事務局をさす。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、自らの研究活動について広く社会への説明責任を負うとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

3 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等の受講等を行い、学生を除く研究者等は年に1回、受講等を証明できる資料を提出しなければならない。また、本学を本務としない者については、他の機関で受講等をすることもできるものとする。

第2章 不正行為防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 東京成徳短期大学学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(部局責任者)

第5条 部局の長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 部局における研究倫理教育について、実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任

者を置き、部局長の指名する者をもってこれに充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(不正への対応)

第7条 研究活動上の不正行為に関する対応等については別に定める。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、疑義が生じた場合には学長が決定する。

- 2 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は平成27年9月16日から施行する。

附 則

- 1 この規程は2018年9月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は2021年6月9日から施行する。